

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百七十八号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施
行期日を定める政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律
(令和六年法律第四十九号) 附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期
日は、令和七年十二月十二日とする。

国土交通大臣 金子 恭之
内閣総理大臣 高市 早苗